

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第54回）開催結果概要

### 1 日時

平成27年5月26日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

最高裁判所公平審理室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

井堀利宏，大野勝則，倉地真寿美，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，徳久正，中尾正信，二島豊太，野間万友美，山本和彦

（事務総局）

門田友昌審議官，大須賀寛之総務局第一課長，森健二総務局参事官，  
福田千恵子民事局第一・三課長，香川徹也刑事局第一・三課長，  
品田幸男行政局第一・三課長，和波宏典家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）意見交換等

ア 家事情調査の結果について

（ア）調停への裁判官関与の一層の充実について

（高橋座長）

家事情調査の中では，一部の弁護士から，裁判官の期日立会がされる場合を除き，裁判官関与の効果が見えにくいという指摘があった。これは，評議の結果が当事者に適切にフィードバックされていないという指摘として見ることもできよう。

（倉地委員）

そもそも，調停委員が，何のために評議しているのかについての認識を共有できているのかという問題があるかもしれない。

また，調停委員からすると，期日が行われている間に裁判官と協議すること

とした事項については「評議の結果」であると伝えることに意識が向きやすいが、事前評議の場合には、その結果を「評議の結果」として伝える必要性を意識しにくいのかもしれない。

こうした問題点については、手続代理人の意見も踏まえて修正していく必要があるだろう。

(中尾委員)

当事者に評議の結果を伝えて、「交通整理」していく必要があることは確かである。ただ、実情調査に参加した感想としては、全体として、裁判官が評議を通じて法的観点を反映させること、調停委員が評議の結果を当事者にフィードバックすることのいずれも、適切にできていると感じた。一部に、まだ十分にできているとはいえない場合もあるかもしれないが、そのことをもって、余りネガティブに考えるべきではないようにも思う。

(高橋座長)

遺産分割調停の手続の中で扱える事項とそうでない事項の別など、法的な枠組みについては当事者に伝える必要があるだろう。ただ、調停は、法的な帰結にかかわらず話し合いができることにメリットがあるのだから、裁判官の法的見解を押し付けるようなことは好ましくない。

(中尾委員)

問題があるとすれば、調停委員と手続代理人の双方の間でコミュニケーションが円滑に取れていないことにあるのではないか。当事者の立場としては、調停委員会として必要だと考える事項をフィードバックしてもらうことで構わないが、フィードバックの必要性自体について、裁判所側と当事者側との認識のずれがあるとすれば、問題であろう。

(二島委員)

一般的には、手続代理人から調停委員に、調停案を示してもらえないかと求めたとしても、調停委員会としての調停案を示すという形でフィードバックさ

れることは少ない。一概には言えないが、調停案を提示する時機を見るなどの調停委員の資質の問題も影響しているかもしれない。

(倉地委員)

調停は審判や訴訟と異なり、判断権者としての裁判官が行うものではないから、一般的には、評議の結果として調停案を直截に提示することは適当でないことが多いように思う。評議の結果を当事者にフィードバックすることの意義は、調停で扱える事項かどうかなどの交通整理を要する場合に大きいと考えている。

(二島委員)

コミュニケーションが取りにくい背景には、依頼者の言い分に過度に引きずられてしまう手続代理人が増えてきたこともあるのかもしれない。

(高橋座長)

いずれにしても、裁判所側か弁護士側かは別として、何らかの努力をする余地はありそうである。

(中尾委員)

裁判官関与の効果が見えにくいという意見を述べた弁護士の立場からすると、調停委員に、裁判官の見解である旨を言ってほしいということなのだろうか。

(高橋座長)

それならば、手続代理人が、裁判官と評議した結果かどうかを一言確認すれば良いのではないか。

(倉地委員)

手続代理人としては、調停委員の発言を聞いて、法的観点が反映されていないと感じてしまっているのかもしれない。そうだとすると、研修等により調停委員のスキルアップを図ることが課題となる。

(二島委員)

仮に、調停委員が裁判官の見解を正確に伝えられていないのだとすれば、調

停委員への研修を充実させることは一つの方策であろう。

(イ) 手続の透明性の確保

(高橋座長)

家事事件手続法では、申立書の写しの送付が規定されている一方で、答弁書の写しの送付の規定は設けられていない。実情調査では、一部の弁護士から、答弁書の写しについても原則として送付する運用が望ましいという指摘があった。この点について御意見をうかがいたい。

(山本委員)

申立書の写しを送付する目的は、相手方がどのような申立てがされたのか分からないまま裁判所に出頭しなければならない事態を避けることにあるが、申立人の場合、そのような意味での不意打ちのおそれはない。

現在の運用では、申立書の書式は、定型的な記載のみがされることが前提となっているのだから、答弁書の写しを原則として送付する運用とした場合には、答弁書についても申立書の場合と同様に、申立ての趣旨を争うか否か等のみを記載するような定型書式となることが想定される。しかし、そのような答弁書を見て争いの有無だけを確認するニーズがどれほどあるのか、疑問である。

(倉地委員)

相手方と異なり、申立人は自ら調停を申し立て、事案の内容を把握しているのであるから、答弁書の写しの送付について申立書と同様に考える必要はないと思われる。

答弁書については、必ず提出されるとも限らないし、提出されるタイミングも予測できない。

調停の手続は、互いに自分の言い分を口頭で述べることから始めて解決策を探っていくものであって、訴訟のように「認否」をあらかじめ相手に伝え、争点を浮かび上がらせていくというやり方はなじまないのではないかと。

(二島委員)

写しを送付する運用となれば、当事者としても、答弁書の記載内容は相当絞る前提になるだろうから、余り意味がないように思う。

(中尾委員)

双方に手続代理人が付いていれば、答弁書の写しを直送する形で問題は生じないと思われる。

(酒巻委員)

弁護士は、訴訟で書面を交換するという運用に慣れているから、答弁書の写しが送付されないことに疑問を感じるのかもしれないが、家事事件手続法の趣旨に照らすと、現状で問題ないのではないか。

(高橋座長)

実情調査では、当事者本人としても、申立書と答弁書で扱いが異なることに不公平感を持つという指摘もあった。

(門田審議官)

そうした不公平感については、こうした取扱いの違いがあるからといって何ら不公平に扱っているわけではないことを丁寧に説明して理解を求めていくことになるのではないか。

(中尾委員)

確かに、答弁書の写しを送付するか否かについては、調停を円滑に進行させるという観点から判断されればよいので、裁判所の裁量によることで構わないのであろう。調停が進んでいけば、資料の相互開示は自ずと進んでいくのであって、最初に出される答弁書の写し送付に余りこだわる必要もないと思う。

(高橋座長)

調停事件の審理期間が長くなったことについて、実情調査の結果も踏まえると、裁判官の関与が充実したことで、解決に必要な資料を整えるため、提出指示がより詳細になったり、調停の過程での説得により力が入られるようになったりしたことが要因として考えられそうだが、この点について、御意見をう

かがいたい。

(二島委員)

一つの要因としては正しいと思われるが、長期化の要因としては、遺産分割事件での対立の先鋭化なども考えられるだろう。

(山本委員)

審理期間の長期化には、事件数の増加、手続代理人が付くような複雑な事件の増加等の様々な要因が考えられ、指摘された要因だけで説明できるわけではないだろう。

家事事件手続法の趣旨である、広い意味での手続保障を従前以上に履践すれば、審理期間が従前と比べて長く掛かる事件が出てくることは織り込み済みだと思う。

イ 第6回報告書案について

(ア) 報告書案の構成等

門田審議官から、報告書案は最新の平成26年データをもとに作成していることに加え、報告書案の構成について説明された。

(イ) 家事事件について

和波家庭局第一課長から、平成26年においては、遺産分割事件を中心に、平成25年と比べて、調停に代わる審判で終局した事件の数及び割合が大きく増加したこと、こうした傾向の理由として、調停に代わる審判が、ある程度異議申立ての可能性がある事案を含めて、より積極的に活用されるようになっていること等が考えられること、平成25年及び平成26年において、別表第二調停事件の平均審理期間が若干長期化していること、調停充実の取組の成果に関し、一、二年程度のデータだけで分析するのは難しく、引き続き、適正で充実した手続の下で迅速な審理を行う必要があるという意識の下、効果検証も随時行いながら取組を進めていく必要があると思われること等が説明された。

(ウ) 民事第一審訴訟事件について

福田民事局第一課長から、 瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間が若干短縮したこと、その要因として、瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち調停に付された事件の平均審理期間が、平成24年から約2月短縮した点が考えられること、 瑕疵主張のない建築関係訴訟の平均審理期間が長期化していること、これには、争点整理期日回数の増加が関係しているものと思われること等が説明された。

(中尾委員)

報告書に、建築関係訴訟の鑑定実施率が減少している理由を記載した方が良いのではないかと。

(仙田委員)

建築関係訴訟においては、専門委員、専門家調停委員の活用が進み、これまで鑑定を実施していたような事件でも、そのような形で専門家の関与を得ることにより、鑑定を経ずして事件が解決しているものと考えられる。

(福田民事局第一課長)

御指摘のとおり、瑕疵主張のある建築関係訴訟において、付調停率と専門委員関与率を合わせた「専門家関与率」は、平成18年では37.8パーセント、平成26年では46.2パーセントと右肩上がりになっている。このように、鑑定以外の形で専門的知見を得ることができるという点が、鑑定実施率の低下の要因の一つと考えられる。

(中尾委員)

専門家の関与のもとで整理がされると、ほぼ鑑定に近いような詳細な見解が示されるので、鑑定しても費用が掛かるだけだということで、当事者が納得する場合も多い。

(仙田委員)

調停に付された事件のうち、瑕疵主張なしの事件の方が平均審理期間が長く

なっているのはなぜか。

(福田民事局第一課長)

瑕疵主張なしの事件でも、調停に付されているものは、追加工事の合意を認定するに当たって業界の慣習が問題になる事件や、出来高が争点となる事件など、専門的知見を要する事件であると考えられる。

なお、平成26年において、瑕疵主張のない建築関係訴訟のうち、調停に付された事件は42件と少ない。

(二島委員)

労働事件は、以前は専門的事件という位置付けだったが、最近は、企業の顧問弁護士であれば皆担当するという感じで、慣れていない者が担当することも増えている。

(中尾委員)

労働事件に慣れていない弁護士が担当することもあるため、適切な手続の選別を含めて、弁護士のスキルの面で課題はあると思う。

(エ) 刑事第一審訴訟事件について

香川刑事局第一課長から、平成24年から平成26年にかけて、裁判員裁判対象事件(否認事件)に係る平均審理期間が1.1月短縮したこと、この要因としては、公判前整理手続期間の短縮のほか、公判期日の仮予約の運用の影響もあり、公判前整理手続が終わってから公判審理が始まるまでの期間が短縮したことが考えられること等が説明された。

(大野委員)

少しずつではあるが、公判期日の仮予約などの取組が浸透し、成果が出てきているのではないかと思う。もっとも、急激な短縮ではないし、複雑な事件も多いので、更なる努力が必要であると感じている。

(オ) 民事実情調査の結果をまとめた部分について

門田審議官から、報告書骨子案から今回の報告書案で表現を修正した箇所に

関する説明がされた。

(2) 第7クールの検証について

門田審議官から、第7クールの検証についても、第6クールに引き続き、第一審の運用を対象として、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証で示された長期化要因の分析や運用上の施策をフォローアップする形で検証を進めていく予定であること、実情調査のテーマについては、今後事務局で検討の上、次回検討会において事務局案を示す予定であること等が説明された。

(3) 今後の予定について

今回の意見交換等を踏まえた報告書案の修正作業は座長と事務局において行うこと、第6回検証結果の公表は7月中旬までに行う予定であることのほか、次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第55回 平成27年9月14日(月)午後3時00分から

(以上)